

## 第 14 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 11 月 4 日	<b>会場</b>	第一委員会室	<b>案件</b>	付託議案の審査について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

### 【報告事項】

(経済部)

プレミアム商品券のこれまでの販売状況では 5,054 人から 2 万 4,324 セットの申し込みがあった。引き続き第 2 弾として、11 月 8 日から 30 日までの間、残りの商品券の再販売を予定しており、購入セットの上限を 1 人 10 セットとし、夜間販売の実施や市外の方にも利用いただくなどして、市内での消費喚起拡大を図りたい旨、実行委員会から報告を受けているとの報告があった。

振興公社の抱えている訴訟について、被告側である JSC が控訴したとの連絡が公社へ入り、今後の対応については引き続き代理人弁護士と相談し対応することとなる。現在まちづくり懇談会が行われているが、この場においても公社の経営改善状況、令和 2 年度の決算、10 月 1 日の判決についてそれぞれ報告・説明しているとの報告があった。

### (議案第 21 号名寄市中小企業振興条例の制定についての審査)

前回議論のあった地域循環型経済について理解を深めるために資料が配られ、考え方について改めて説明を受けた後、質疑を行った。

### 【質疑】

Q：地域循環型経済について、「域内」と「域外」の線引きに関して、市発注工事の流失の可能性はないか。

A：市発注は公契約のガイドラインに沿って進める。審議会の議論を踏まえ、ガイドライン等の文言は条文には用いなかった。法的な立てつけの関係、実際の市内に存在する事業者の関係、市発注の事業内容によって合理的な範囲で進める。

Q：条例を実効性あるものとするためには、学校や教育との連携が必要になるのではないか。経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮しながら人材の確保という観点から考えても、児童、生徒が社会人として自立していくことができるような職業意識を醸成していくという上でも、どこか条文に記されるべきではないかと考えているが。

A：定義の中で第 8 号に関係団体を載せており、例示として大学等の学術研究機関、金融機関という 2 つを挙げているが、その他全ての中小企業の振興に関する団体ということで包含している。制定後の様々な周知の方法や啓発が大事になってくると思っており、市民あるいは関係団体に含まれる教育機関の部分も含め、いかにこの条例を周知するかということが大事ということでガイドブックを作るなど、そういったことを考えながらこの条例の趣旨を広く市民あるいは関係する団体、教育機関も含めてお知らせすることが大事だと考えている。

Q：今回の条例について、条例の見直し条項の盛り込みについての考え方はないのか。

A：今回の中小企業振興条例については、理念やいろんな人たちの役割を謳っているものであり、短期間で変えるということにはならないと考えている。ある意味恒久的な条例として、これを柱に施行規則の中で具体の方策を謳うことになる。具体の方策について適当かどうかは一定の期間が経てば検証して見直しをしなければならないので、そちらの方は見直しをしたいと思うが、審議会の中でも計画ではなくて条例として恒久的に担保されるものという声であったので、この条例の見直し条項については必要ないと判断した。

Q：地域循環型経済という言葉はこの条例の核となる部分だと考えている。地域経済循環という言葉は、解説の中で地域循環型経済に紐付けができないのか。

A：地域内で経済を回す、外に出さないということの表現であるし、今回条例の中で使っている言葉については、審議会の中で随分議論した中で出てきたものであり、審議会の意見、考えを尊重してこの言葉を使っているということに理解いただきたい。

Q：今回条例を作るに当たって中小企業の経営基盤の根本的な強化が一番大切ではないか。中小企業の経営基盤を強化していくことと同時に、条例ができた時に市民が中小企業をどのように大切な存在として地域の中で関わっていくのかということについて、この機会に改めて意識していく必要があるのではないかと。市民への啓発ということも含めて考え方があれば伺いたい。

A：中小企業の経営基盤の根本的な強化については、施行規則の施策の中でどのような施策を打っていくかということに今見直しを進めている。また、特に市民が中小企業をどのように思うかについては、今回第8条の中で市民の理解及び協力ということで挙げている。条例が制定されれば市民、その他団体含めていかにこの条例により名寄市の中小企業が大切であり、身の回りに存在している大切さを理解いただくような啓発あるいは周知が大事になってくると考えている。

一定の議論が出されたことから、次に前回配付された資料に基づき、現状執り行われている様々な支援策等が、今後、条例が全部改正された場合どのように変わるか、また、どのような支援策が望ましいかなどの観点から議論を行った。

#### 【質疑】

Q：店舗の改修等に利用できる補助金について、この中で対象外経費の簡素化という文言がある。この対象外経費について、解体産廃費用と外構工事、こういったものも以前は対象外経費になっていたと思うが、今回の条例改正に伴いどういった考え方になっているか。

A：今検討しているのは、土地や事務費、消耗品費あるいは消費税、こういったもののみを対象外とする方向で検討している。

Q：今回の協議・改善点というところではないかもしれないが、今回の条例の中で市民の理解及び協力という項目がある。いわゆる買い物難民に対する支援、人のあまりいない地域で展開している店舗に対する支援だと受け止めていたが、その点の考えを伺いたい。

A：店舗の無いところだと需要があるかということもあるが、例えば創業支援事業などを活用いただくことで市民の利便性といったところにもつながってゆく。この支援の中では買い物難民に対する具体的な支援があるわけではないが、利用していただければと考えている。

Q：新しく創業する場合はこういった事業があるということであったが、非常に小さな規模で経営している個人商店が田舎の方に点在していると思う。もともと地域の中で見れば非常に重要な施設だと思うが、人口が減ってくると経営もそのうちやめていくのだろうと容易に考え付く。その点ある程度の支援の考えを、中小企業を盛り上げていく観点から拾っていく必要があると思っているが、考えを聞きたい。

- A：店の存続ということでは事業承継ということもあると思う。そういった可能性があることについて今まで具体的な支援策としては用意していなかったところを、次の見直しの中ではコンサルタント経費ということを検討しているが、その事業を絶えさせないという一つの方策になるかと思っている。今ある事業所であれば店舗改修などの事業も利用できる。あるいは融資制度などもあるので、そのあたりを包括的に設置することで支援をしていければと考えている。
- Q：中小企業の振興を進めていくための部分として今回の目玉的な施策、当然審議会でも議論してきたと思うが、思い切った策を出していくというのも方法だと思っている。それらが今回考えられているのか聞きたい。
- A：今回の施策は皆さんが使いやすく、かつ、わかりやすくすることが大きなポイントだった。ただ、これまでの施策では穴があった。例えば人材確保のところの施策がなかった。事業継承のところについて薄かった。こういう穴があったので、そこについては今回見直しで埋めさせていただく。コロナ禍は緊急事態の中での対応だったので、ある意味財政的にもかなりの負担をしながら取り組んだ。逆に今回は恒常的な施策ということであり、名寄市の財源の身の丈に合った範囲で恒常的に進めていくことが重要だと思っている。
- Q：今回の施策案の部分では人材育成研修事業、労働環境及び福利厚生の実を図る事業というところに諸々書かれているが、人づくりの事業の資格取得あるいは技能検定試験に関わった経費、そういったものを並行で進めている通年雇用促進事業に絡んでどのような考えがあるのか。
- A：通年雇用促進協議会は季節労働者の方々に通年雇用になっていただくための協議会であり、そちらについては季節労働者の方が様々な資格を取得するための支援を別途しているところである。それぞれ役割があると思う。そういった方々が通年雇用された際に、その方の人材育成あるいは資格取得する場合にはこちらの事業を使っただけであればということで、役割を分けている。
- Q：中小企業に勤める方々あるいは中小企業者、あるいはこれから創業していく上で資格取得など、技能・検定・試験等を受験しなければならない場面が出てくると思うが、各種資格あるいは検定等への支援を追加していくと人材確保・就職促進に係る部分の協議・改正点に書かれているが、この辺について具体的なことがわかれば伺いたい。
- A：創業に対しての資格取得といったことがあったが、この支援の中での人材育成の部分については、事業者への支援ということになっている。事業所に勤める方が資格を取得する際に事業者への支援ということになる。創業される方の資格取得ということになると、この枠の中で今すぐに対象と出来る部分があるか分からないが、創業する方が資格を取得する際に相談いただければ何かしら支援策、市の補助だけではないかもしれないが、様々な支援を相談させていただければと思っている。
- Q：支援メニュー、かなり幅広く多角的なところから準備されていると思う。これから創業される方などへの周知、後から気づくということが往々にあるので、どのように知らせるのかということが大事だと思う。相談窓口を経済部としてどのように構えておくのか。また、一つの事業に多岐に盛り込まず、ジャンル分けが必要なのではないか。
- A：市の施策であるので、まずは市の方でしっかり周知させていただく。実際に事業者の相談窓口については、金融機関、市、商工会議所・商工会、こういった制度については情報共有させていただいているので、例えば信金に行っても情報が入るだろうし、会議所に行っても相談していただいても入るだろうし、市役所に来ていただいても当然お知らせできるという体制をしっかりと取っていきたい。事業のジャンル分けについては、次年度総合計画の見直しの検討もあるので、その中で幅広く検討していきたい。

以上で質疑を終結し、採決の結果、全委員一致で付託議案 21 号は可決すべきものと決定された。審査内容については、第 4 定例会初日に委員長が報告する。

次回の委員会を 11 月 18 日（木）午前 10 時から開催することを確認し、第 14 回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠